



4. 委員の出席状況（出席委員）			
	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
		15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
			24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
1 安藤 弘司	10 久保 拓也	13 井上 豊	
14 秋葉 宏之	18 追永 直哉	21 羽田 雄一	
22 三澤 実	23 藤井 和人		
6. 事務局			
事務局長	吉松 智弘	主 事	野村 亮太

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第8回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、17名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、5番 井上靖委員及び7番 和田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和6年7月23日に開催されました、令和6年第7回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてですが、ご報告申し上げる活動はございませんでした。</p> <p>本日、令和6年第8回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書2ページをご覧ください。 議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに紋別市、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、芭露、416番4で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は771㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は島田委員、久保委員、追永委員です。</p>

	<p>(別冊資料 1 ページにより位置説明)</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。その 2、証明願出人、所有者ともに札幌市、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、芭露 1 1 6 5 番外 1 筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積合計は 1 5, 4 1 0 m<sup>2</sup>で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は島田委員、久保委員、追永委員でございます。</p> <p>(別冊資料 2 ページにより位置説明)</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。その 3、証明願出人、所有者ともに旭、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、旭 1 4 6 番 1 外 1 筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積合計は 5, 6 9 1 m<sup>2</sup>で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、安藤委員でございます。</p> <p>(別冊資料 3 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議 長           これから議案第 1 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>委員一同       (なしとの声)</p> <p>議 長           質疑なしと認めます。これから議案第 1 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>委員一同       (異議なしとの声)</p> <p>議 長           異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>事務局           日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>事務局           議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について、別紙のとおり農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 1 8 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めるものです。</p>
--	--

	<p>内容の説明を行いますので議案書7ページをご覧ください。今回の合意解約については、後ほど審議頂く売買を行うためのものです。番号1、貸主が北広島市、〇〇〇〇さん、借主が芭露、〇〇〇〇です。福島411番1の内、面積が35,100㎡です。本年11月までの5年間の賃貸借でしたが、賃借人の都合により6月7日に合意解約しました。</p> <p>番号2及び3の貸主が江別市、〇〇〇〇さんです。借主が西芭露、〇〇〇〇さんです。西芭露388番ほか全5筆、面積合計34,104㎡です。来年4月までの10年間の賃貸借でしたが、賃借人の都合により8月23日に合意解約しました。</p> <p>番号3、借主が西芭露、〇〇〇〇さんです。西芭露395番ほか全22筆、面積合計144,711㎡です。来年4月までの10年間の賃貸借でしたが、賃借人の都合により8月2日に合意解約しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。
事務局	議案書の8ページをご覧下さい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。

	<p>内容の説明をしますので、議案書の9ページをご覧ください。番号1番、譲渡人が錦町の〇〇〇〇さん、譲受人は福島、〇〇〇〇です。土地の所在ですが川西、390番1、面積は9,701㎡であり、転用目的は農業用施設、消化液貯留槽の建設で、売買による所有権移転で事業費は256,768千円です。 (別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>続いて番号2番、譲渡人が上芭露、〇〇〇〇さん、譲受人は同じく福島、〇〇〇〇です。土地の所在ですが上芭露204番ほか全5筆、面積合計は9,702㎡であり、転用目的は先程の案件と同じであり、売買による所有権移転で事業費は243,401千円です。 (別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>議案書10ページ、11ページに今回の転用に係る審査表を添付していますのでお目通し願います。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	<p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が6件提出されております。</p>

内容の説明をしますので、議案書13ページをご覧ください。このページ1番から14ページ6番までは売買による所有権の移転であり、買主は全て北海道農業公社です。

番号1番、所有権の移転をする者は、石狩市、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、錦町30番1ほか全4筆で面積合計は15,774㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年8月29日で、対価の支払い時期は、令和6年11月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,763千円です。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号2番、所有権の移転をする者は、北広島市、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、福島411番1で面積は68,928㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年8月29日で、対価の支払い時期は、令和6年11月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,368千円です。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号3番、所有権の移転をする者は、北見市、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、芭露883番1ほか全8筆で面積合計は81,247㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年8月29日で、対価の支払い時期は、令和6年11月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,122千円です。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号4番、所有権の移転をする者は、江別市、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、西芭露388番ほか全29筆で面積合計は138,125㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年8月29日で、対価の支払い時期は、令和6年11月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,718千円です。

(別冊資料9,10ページにより位置説明)

番号5番、所有権の移転をする者は、名寄市、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村二区5番ほか全3筆で面積合計は20,399㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年8月29日で、対価の支払い時期は、令和6年11月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買

	<p>価格につきましては、4,062千円です。  (別冊資料11, 12ページにより位置説明)</p> <p>番号6番、所有権の移転をする者は、遠軽町、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区366番1ほか全6筆で面積合計は29,620㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年8月29日で、対価の支払い時期は、令和6年11月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,443千円です。  (別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
姉崎委員	<p>はい</p>
議 長	<p>姉崎委員</p>
姉崎委員	<p>4番の案件について、伊藤さんから公社が売買ののち、最終的に2人に売払いをを行うことになるとの案件だが、議案には価格総額しか記載されてなく、それぞれいくらで買うのかの表示がない。かつこ書きでも記載願う。</p>
事務局	<p>わかりました。次回より表示したいと思います。</p>
議 長	<p>ほかにありませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。  これで令和6年第8回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p>

事務局

閉 会 13時55分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員